

入札説明書

兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおいて一般競争入札(以下「入札」という。)を下記のとおり実施するので、関係法令、病院局会計規程(兵庫県病院局管理規程第 17 号、以下「規程」という。)に定めるもののほか、この説明書により説明する。

入札に参加しようとする者は、この説明内容を十分把握し、指示内容に従うこと。

1 公告日 令和8年2月 27 日(金)

2 入札に付する事項

- (1) 業務件名 兵庫県立はりま姫路総合医療センター細菌精密検査等業務委託 一式
- (2) 仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和 10 年3月 31 日まで
- (4) 履行場所 兵庫県立はりま姫路総合医療センター

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者により一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。(登録のない者で登録を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記申請場所へ持参すること。)

[申請場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県出納局物品管理課]

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 医療法施行規則(昭和 23 年厚生労働省令第 50 号)第9条の8に規定する病院施設の検査業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (6) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 調達事務担当課

この調達に関する事務については、下記の課が担当する。

〒670-8560 兵庫県姫路市神屋町3丁目 264 番地

兵庫県立はりま姫路総合医療センター経営企画部経理課

電話 (079)289-5080(代)

メールアドレス harima-himeji_hos@pref.hyogo.lg.jp

6 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間
令和8年2月 27 日(金)から令和8年3月9日(月)まで
- (2) 場所

当院ホームページ(<https://hgmc.hyogo.jp/index.html>)

7 入札参加の申込み

県立病院という公の医療施設であることを理解したうえで、仕様書、説明内容を十分把握し、適正に履行することができると思われる場合、以下の手続きで入札参加の申込みをすること。

(1) 提出書類

申込書に次の関係書類をすべて添付して、受付期間内に前記5の場所に持参により提出すること。

ア 前記3(1)の内容を証明するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

イ 前記3(5)及び(6)の内容を証明するための書類として次のもの

- ① 一般財団法人医療関連サービス振興会が、病院施設の検査業務を適正に行うことができる者であると認定した「医療関連サービスマーク認定証書」の写し
- ② 「衛生検査所登録証明書」の写し
- ③ 過去5年以内に一般病床 300 床以上の複数の病院で1年以上継続して臨床検査業務の実績があることを確認できる書類

(2) 申込場所 前記5に同じ

(3) 受付期間 前記6(1)に同じ

(4) 入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(3)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を原則として令和8年3月13日(金)までに入札参加申込者に一般競争入札参加資格者確認通知書を文書にて通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

- ① 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書に記載する。
- ② 提出場所 前記5に同じ
- ③ その他 文書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

8 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書(様式任意)で質問すること。

ア 受付期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月9日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記5に同じ

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

令和8年3月16日(月)から3月24日(火)までの間に、参加申込書を提出した者全員に対して電子メールにより回答する。

9 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月25日(火)午前11時 兵庫県立はりま姫路総合医療センター 教育研修棟1階講堂

(2) 前記7(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

10 入札書の提出方法

入札書は、申込書の代表者名欄に記入した者又は権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退す

る場合、様式任意)の区別を記入し、令和8年3月24日(月)午後5時までに前記5の場所に必着すること。
ただし、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者で前記3(1)の申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札時において政令第167条の5第1項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

11 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は、当課指定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 年月日は、入札書の提出日とする。
 - イ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者氏名とする。
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
 - エ 入札当日は、入札参加者全員の本人確認を行うので、本人確認が可能な写真付の公的書類(運転免許証等)を持参すること。
- (4) 落札決定にあつては、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。
入札書には、入札価格の積算に用いた単価(検査項目名、年間検査予定件数、検査方法、別)を記載した積算内訳書(様式「細菌精密検査等業務単価一覧」)を提出すること。
また、落札価格は、当該総価格に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 上記(4)にかかる総価格における積算内訳書を、次の点に留意して作成すること。
 - ア 入札価格を積算した根拠となる単価を項目名称別に記載すること。
 - イ 入札価格の算定にあつては、消費税率10パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率引き上げに伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。
 - ウ 積算内訳書は、当課指定の別紙様式によること。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月23日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。(保険期間は契約締結予定日(令和8年4月1日(水))までであること。)
なお、規程第78条第1項第3号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、規程第95条第1項第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 無効となる入札

- (1) 前記3に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

16 入札に関する条件

入札参加者は、本公告で示す入札に関する条件を十分承知のうえ入札すること。

17 入札の中止等及びこれらによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

18 契約書の作成

- (1) 契約書は2通作成し、双方1通ずつ保有する。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、この期間は、契約担当者の承諾を得て延長されることがある。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

19 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団又は暴力団員でないこと。
 - イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと。
 - ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。